

尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備基本構想策定業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 業務委託内容

- (1) 業務名 尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備基本構想策定業務委託
- (2) 業務内容 別紙「尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備基本構想策定業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から令和6年3月15日（金）まで
- (4) 業務場所 尾張旭市 晴丘町東外 地内
- (5) 契約上限額 金15,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「応募者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たしていることが必要である。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後、3年を経過している者であること。
- (3) (2)の者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。
- (4) 令和4・5年度あいち電子調達共同システム（CALS/EC）の入札参加資格者名簿において「建設コンサルタント」の業種に「建設環境」の登録がされている者であること。
- (5) 令和4年4月11日から優先候補者決定・通知の日までの間において、瀬戸市から指名停止措置又は指名見合わせ措置を受けていない者であること。
- (6) 令和4年4月11日から優先候補者決定・通知の日までの間において、「瀬戸市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成23年9月29日付け瀬戸市長・愛知県瀬戸警察署長締結）」及び「瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成23年10月1日施行）」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 応募資格の制限

次に掲げる者は、応募者となることはできない。

- (1) 応募書類等に虚偽の記載又は重要な事実について記載をしない者。
- (2) 不正な手段を用いて本委託を誹謗し、又は本委託に係るプロポーザル審査に対する公正な進行を妨げる者。

4 実施スケジュール

当該手続きの実施スケジュールは、下表のとおりとする。

項目	期 日
公告	4月11日（月）
実施要領等の配布期間	公告の日から4月25日（月）まで
参加申込書等の受付期間	公告の日から4月25日（月）午後5時まで
質問の受付期間	公告の翌日から4月15日（金）午後5時まで
質問に対する回答日	4月20日（水）
一次審査	4月26日（火）から5月12日（木）まで
一次審査結果通知	5月12日（木）
企画提案書等の受付期間	5月12日（木）から5月25日（水）まで
二次審査（プレゼンテーション）	5月27日（金）予定
優先候補者の決定・通知	二次審査後5日以内に通知
契約締結	6月中旬予定

5 応募手続き

(1) 問い合わせ先

尾張東部衛生組合

〒488-0031 尾張旭市晴丘町東33番地の1

電話0561-54-1643 FAX0561-52-3886

メールアドレス haruoka@city.seto.lg.jp

(2) 応募書類等の提出

ア 提出書類

(ア) 参加申込書等（一次審査書類）

- ・プロポーザル参加申込書（様式1）
- ・業務実績（様式2）

過去に実施した本業務委託と同様の受託実績（一般廃棄物（ごみ）処理施設整備に伴う基本構想策定業務、基本計画策定業務又は適地選定業務のいずれか）を記載すること。（最大5件）

- ・業務実施体制（様式3-1）
- ・配置予定者（主任技術者）（様式3-2）
- ・配置予定者（照査技術者）（様式3-3）
- ・業務工程（スケジュール）表（任意様式）
- ・会社概要（任意様式、既存のパンフレット等でも可）

(イ) 企画提案書等（二次審査書類）

- ・企画提案書（様式4-1、4-2及び4-3）
評価課題1「尾張東部衛生組合におけるごみ処理の課題（1点）を抽出」
評価課題2「一次スクリーニングによる建設候補地を1箇所例示的に提案し、同所を候補地とした考え方」
評価課題3「自由提案（評価課題1及び評価課題2以外の提案）」
- ・見積書及び内訳書（任意様式、仕様書の項目ごとに取りまとめたもの。）

見積書は、A4判縦書き又は横書きで作成し、表紙には消費税及び地方消費税を除く見積価格を、別紙に内訳書を記載の上、厳封すること。

イ 提出書類等の作成にあたっての注意事項

- (ア) 提出書類等は、A4判縦（一部にA3判を使用する場合は折込み）左綴じとし、正本はクリップ留め、副本は左上1か所ホッチキス留めすること。
- (イ) 提出書類等の文字サイズは12ポイント（図、表、画像は除く）とし、簡潔・明瞭に記載すること。
- (ウ) 正本には、業務実績（様式2）に記載した内容が確認できる書類（契約書の写し又はテクリス登録内容確認書（業務実績））を添付すること。
- (エ) 企画提案書（様式4-1、4-2及び4-3）は、目次に沿ってインデックスの添付、ページの付番等、見やすさに配慮すること。

ウ 提出部数

7部（正本1部、副本6部）ただし、見積書及び内訳書は1部とする。

エ 提出方法

提出期限までに持参又は郵送等により提出すること。なお、提出期限を過ぎた応募書類の提出は失格とする。

オ 提出受付期間

- (ア) 提出先 前記5（1）の問い合わせ先に同じ
- (イ) 提出期間
（参加申込書等）令和4年4月11日（月）から4月25日（月）午後5時まで
（企画提案書等）令和4年5月12日（木）から5月25日（水）午後5時まで
- (ウ) いずれの書類も持参の場合は、休日を除く平日の午前8時30分から午後5時までとする。郵送等の場合は、送付記録が残る方法で提出期間内必着とする。

6 提案された応募書類等に関する取り扱い

- (1) 提出された応募書類等は、本プロポーザルにおける優先候補者の選定以外の目的に使用しない。
- (2) 提出された応募書類等は返却しない。
- (3) 提出された応募書類等の著作権は、応募者に帰属する。ただし、尾張東部衛生組合情報公開条例（平成18年条例第1号）に基づく情報公開請求の対象となる外、公表等が必要となった場合、本組合が応募書類等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
なお、応募書類等の使用に際しては、応募者の意見を求めたうえで全部又は一部を使用することとする。
- (4) 本プロポーザルの審査で優先候補者となり、本組合と契約締結後、業務を行う際に提出された応募書類等に含まれる著作権、特許権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は全て応募者が負う。

7 本実施要領、仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 質問をしようとする者は、公募型プロポーザル質問票（様式5）に必要事項を記載し、5（1）に記載するメールアドレスに送信した上で電話にてメールの着信を

確認すること。

- (2) 質問は、提出書類作成に関する質問に限るものとする。
本プロポーザルに関する評価又は審査に関する質問は受け付けない。
また、口頭（電話）による質問は受け付けない。
- (3) 質問の受付場所、受付期間及び回答
 - ア 提出先 前記5（1）の問い合わせ先に同じ
 - イ 質問の受付期間 令和4年4月12日（火）から4月15日（金）午後5時まで
 - ウ 質問に対する回答 回答は令和4年4月20日（水）午後5時までに本組合ホームページに掲載する。なお、回答には仕様の補足等が記載されることがあるので、応募者は質問及び回答について、参加申込書等の提出前に必ず確認すること。

8 審査手続き及び優先候補者の選定・決定

- (1) 審査委員会の設置
応募書類等の審査、評価及び優先候補者の選定は、尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備基本構想策定業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、非公開で行うものとする。
- (2) 一次審査（書面審査）の実施
提出された参加申込書等について、参加資格の確認後、業務実施項目の評価・採点を実施し、上位5者を（3）二次審査（ヒヤリング）対象者とする。
なお、応募者が5者以下の場合は、全ての応募者を（3）二次審査（ヒヤリング）対象者とする。
審査結果は、令和4年5月12日（木）に応募者へ通知する。
- (3) 二次審査（ヒヤリング）の実施
令和4年5月27日（金）（予定）
時間及び会場の詳細については、別途、二次審査対象者に通知する。
二次審査対象者は、一次審査結果通知の日から令和4年5月25日（水）午後5時までに企画提案書等を提出すること。
なお、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、対面ヒヤリングではなく Zoom によるリモートでのヒヤリングとする場合がある。
- (4) 二次審査（ヒヤリング）の方法
 - ア 二次審査対象者は、提出した企画提案書等に基づきプレゼンテーションを実施する。
 - イ 出席可能人数は、3名以内とする。
 - ウ 二次審査対象者からのプレゼンテーション20分の後、質疑応答を15分程度行う。
 - エ プロジェクターを使用する場合は、パソコン及びプロジェクターを持参すること。
なお、スクリーンは本組合が用意する。
- (5) 審査及び評価の項目と優先候補者の選定
 - ア 二次審査対象者全てのプレゼンテーション及び質疑応答終了後に、別表の「評価基準及び採点基準」に基づき総合的に委員が評価する。
 - イ 評価点数が一番高い者を優先候補者、次いで高い者を次点者と選定する。
なお、評価点数が一番高い者が複数の場合は、企画提案項目の評価点数が高い者を

優先候補者、次いで高い者を次点者と選定する。

ウ 本審査の対象が1者の場合は、評価点数が75点以上であれば本実施要領を満たすものと判断し、その者を優先候補者と選定する。

9 審査結果の通知と公表

本審査の結果は、本審査実施日の翌日から起算して5日以内（土、日休日は除く。）に参加者に対して書面で通知するとともに、本組合のホームページにおいて公表する。

なお、上記の審査前後を問わず審査の内容や経過に関する問い合わせには応じない。

10 契約手続き

- (1) 優先候補者への決定通知の翌日から起算して7日以内（土、日休日は除く。）に本組合との協議が整わない場合、優先候補者はその地位を失い次点者が代位者となる。
- (2) 契約は、見積価格に消費税及び地方消費税を加えた価格を契約金額とし、施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により契約を締結する。
- (3) 契約に係る保証金の納付義務について、瀬戸市契約規則（昭和40年規則第18号）第30条第2項の規定に該当する場合は免除する。

11 応募に関する留意事項

- (1) 費用負担
応募に係る全ての書類の作成、提出及び審査に係る費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権に関する取扱い
提出された応募書類等の著作権は応募者に帰属するが、契約締結した応募書類等の著作権については、契約締結時点で本組合に帰属するものとする。
なお、本組合は応募者に無断で本要領に定める目的以外で提出された応募書類等の使用及び第三者に情報を提供しない。
- (3) 本組合からの提供資料の取扱い
本組合が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- (4) 応募者の複数提案の禁止
応募者は、1つの提案しか行うことができない。
- (5) 構成員の変更の禁止
契約締結後に応募者が提出した構成員の変更は認めない。
ただし、不測の事態により、やむを得ない事情が生じた場合は、本組合と協議を行い、本組合がこれを認めたときはこの限りではない。
- (6) 提出書類の変更禁止
提出した応募書類等の変更は認めない。
ただし、本組合からその内容について疑義照会や追加資料を求めた場合はこの限りではない。
- (7) 辞退届の提出
参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式1-2）を速やかに持参又は郵送等により提出すること。
- (8) 失格事項
応募者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 参加資格に該当しない場合
- イ 本要領に定める応募書類等を期限内に提出しなかった場合
- ウ 応募書類等に虚偽の記載があった場合又は重要な事実について記載がなかった場合
- エ 審査委員会の審査において、審査の公平性を害する行為があったと認められる場合
- オ 見積価格の消費税及び地方消費税込価格が1（5）契約上限額を超える場合。

12 その他

- (1) 審査結果に関する異議申し立ては受け付けない。
- (2) 見積書は、社印・代表者印を押印の上、厳封すること。その他の提出書類は押印を要しない。

封筒表

(宛先) 尾張東部衛生組合 管理者 瀬戸市長

業務委託名 尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備基本構想策定業務委託

令和 年 月 日
(見積書を作成した日を記入)

封筒裏

印

印

印

見積者 住所
氏名
〔名称及び〕
代表者氏名

